

1章 計画策定にあたって

1.背景と目的

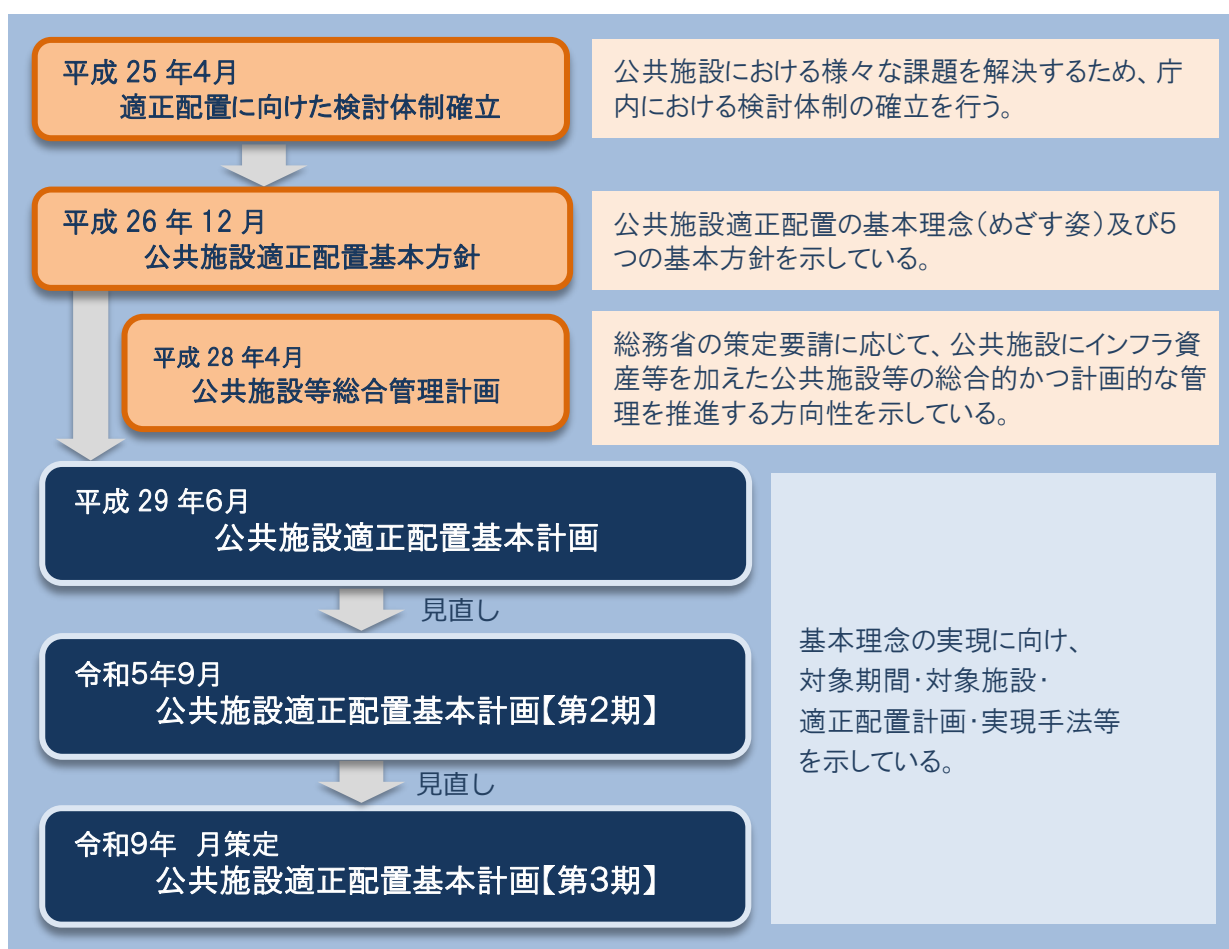
【計画策定の背景】

全国の自治体と同様、本市の公共施設の多くは人口増加の著しかった昭和 40 年代から 50 年代半ばに建設されており、老朽化対策や更新費用の増大が大きな課題となっています。加えて、人口減少や生産年齢人口の減少に伴う市税収入への影響も懸念されており、将来の財政状況を見据えた公共施設の適正配置の必要性が一層高まっています。

【本市の取組みと計画策定の目的】

本市では、平成 25 年度から公共施設の適正配置に向けた取組みを開始しました。平成 26 年 12 月に「泉大津市公共施設適正配置基本方針(以下、「基本方針」という。)」を、さらに、平成 28 年 4 月に「泉大津市公共施設等総合管理計画」を策定しました。基本理念の実現に向けて平成 29 年6月には「泉大津市公共施設適正配置基本計画」(以下、「基本計画」という。)を策定し、計画期間とする 23 年間で3期に区分し、適正配置に取り組んでいます。「泉大津市公共施設適正配置基本計画【第3期】」(以下、「第3期基本計画」という。)は、第1期(平成 29 年度～令和3年度)と第2期(令和4年度～令和8年度)の 10 年が終了し、第2期の進捗を踏まえ、13 年間(令和9年度～令和 21 年度)を計画期間として策定するものです。

>図表 本市の取組み



2章 第3期基本計画策定の考え方

1. 「基本計画」の基本理念と5つの基本方針

本計画では、「基本方針」で掲げた基本理念の実現を目指していることから、以下の基本理念及び5つの基本方針に沿った考え方とします。

【基本理念(めざす姿)】

誰もが利用しやすく誰もが集える公共施設

公共施設の複合化や多機能化を進め、質の高い公共サービスを提供するとともに、市民の交流、災害時の拠点として柔軟に対応できる公共施設を再生、再配置する。

【基本理念の実現に向けた5つの基本方針】

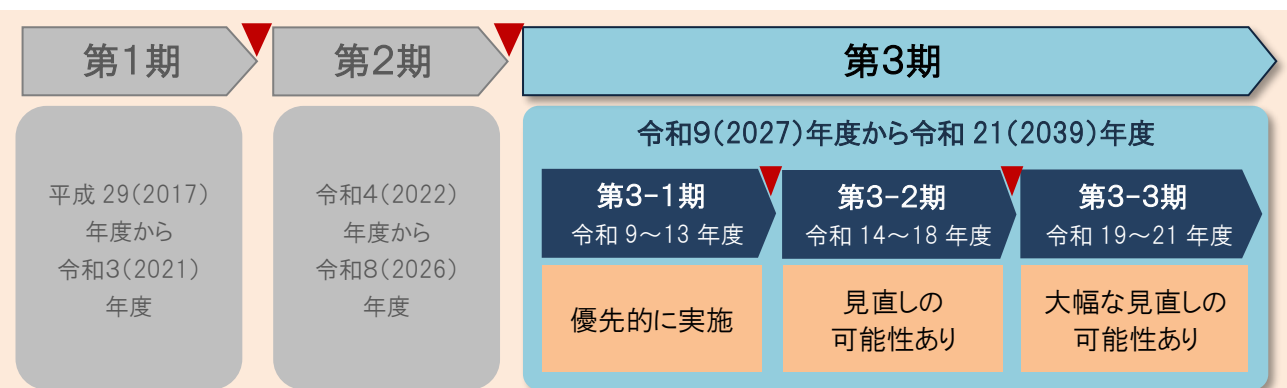
- 基本方針1: 公共施設の建替の際は、施設の複合化・多機能化を進める。
(施設の複合化・多機能化)
- 基本方針2: 施設の長寿命化や適切な維持保全により、公共施設にかかるコストの圧縮を図る。
(コスト圧縮)
- 基本方針3: 民間事業者や市民と連携し、公共施設サービスの質の向上を図る。
(サービスの維持・向上)
- 基本方針4: 将来推計人口をもとに、公共施設の総量を圧縮する。
(総量の圧縮)
- 基本方針5: 公共施設適正配置に向けた推進体制の構築を目指す。
(共通理解と体制の構築)

2. 「基本計画」の位置付け

第3期基本計画は、最上位計画である「第5次泉大津市総合計画」の基本施策の一つとして位置付けられ、先に策定済みである基本方針に即しつつ、関連する諸計画との整合を図りながら、引続き戦略的・計画的に適正配置を進めることを目指しています。

3. 計画期間

第3期基本計画の対象期間は令和9年度から令和21年度の13年間としていますが、計画の実現にあたっては、「施設の劣化状況」「施設の利用状況」「市民ニーズ」を踏まえ、財政状況などを勘案して取組むものとして、優先順位に従い計画期間を第3-1期から第3-3期に区分しました。



4. 第3期基本計画の対象施設

第3期基本計画の対象施設は、第2期までの取組み実績を踏まえ、81施設とします。

全市施設: 主として市民全体の利用を想定した施設		地域施設: 主として地域住民の利用を想定した施設	
学校教育施設	教育支援センター	学校教育施設	幼稚園、小学校、中学校
生涯学習施設等	公民館、生涯学習施設、スポーツ・レクリエーション施設	保健福祉施設	児童福祉施設、高齢福祉施設
保健福祉施設	児童福祉施設、高齢福祉施設、保健施設	公園施設	公園施設
市民環境施設	墓地等、火葬場	その他	公衆便所、その他
市営住宅	市営住宅		
庁舎等	庁舎・事務所、消防施設		
その他	駐車場、その他		

3章 2期計画期間の進捗状況

1. 公共施設の適正配置の進捗状況

第2期計画期間において実施した公共施設の45施設について、改修、統合、地域移管など適正配置に関する進捗状況の結果は以下の通りとなります。

実施内容		施設数
完了	第2期内に完了	23
継続	第2期内に着手し、継続	8
移行	第2期に未着手で、第3-1期以降に着手	14
合計		45

2. 削減目標の達成状況

基本方針では、令和21年度までに公共施設の延床面積を15%以上削減することを目標としており、それに沿って基本計画では、各計画期間末時点における目標値を設定しています。第2期計画期間末(令和8年度末)には、本市の公共施設の延床面積は172,446㎡となり、第2期計画期間までに11,527㎡(6.3%)の削減が図れたことから、第2期計画期間末時点では目標に達しました。第3期計画期間以降も、引き続き目標達成に向けて公共施設の適正配置を推進します。

> 図表 第2期基本計画に基づく削減面積の目標値と実績値

目標期間	第1期末(令和3年度末)		第2期末(令和8年度末)	
	削減割合(%)	削減面積(㎡)	削減割合(%)	削減面積(㎡)
目標値	▲ 2.7	▲ 4,987	▲ 5.5	▲ 10,085
実績値	▲ 2.6	▲ 4,839	▲ 6.3	▲ 11,527

3. 基本方針に沿った具体的な取組

第2期計画期間までに実施した取組は次のとおりです。

(基本方針1) 複合化・多機能化に向けた取組

複合化	4施設	多機能化	学校内地域交流ゾーン
-----	-----	------	------------

(基本方針2) 適切な維持保全によるコスト圧縮への取組

長寿命化改良	5施設	大規模改修	5施設
改修	3施設	売却	4施設

公共施設整備基金の設立:公共施設の整備、大規模改修の財源確保を目的に平成28年度に設立し、未利用地等の収入を財源として積み立てており、令和7年度末時点では、約6.27億円となっている。

(基本方針3)サービスの維持・向上への取組

指定管理者制度	9施設	無償貸与	8施設
---------	-----	------	-----

(基本方針4)総量の圧縮への取組

廃止	13施設	統廃合等	7施設
地域移管	8施設		

4章 適正配置計画の基本事項

1. 多角的なアプローチによる検討

本章では、平成 29 年策定の適正配置計画に示している用途別グループの考え方をもとに、地域別人口等の社会情勢の変化、利用者数等の本市公共施設に関する状況の変化、検討委員会からの意見、アンケート・ワークショップによる市民意向の把握を行い、これらを踏まえた多角的なアプローチによる第3期基本計画の検討を行いました。

＞図表 多角的なアプローチ



2. 用途別の検討指針

社会情勢の変化、検討委員会の意見や市民意向を踏まえ、用途別Gごとに、施設の検討指針を整理し、第3期基本計画の検討指針としたものが、次のとおりです。

＞図表 用途別 G の検討指針

用途別G	適正配置の検討指針
学校教育施設 G	<ul style="list-style-type: none">・引き続き計画的に改修や建替を進めます。・財政負担が偏らないように整備時期の平準化を検討します。・地域交流ゾーンの整備や、体育館の地域開放を引き続き進めます。・災害時等の非常時に備えた防災機能の強化を図ります
生涯学習施設 G	<ul style="list-style-type: none">・施設の利用状況等を勘案し、複合化や多機能化を進めます。・誰もが利用しやすい環境整備、世代間交流を促進する機能の充実を検討します。・地域で柔軟な利用できるよう地域移管の促進を進めます。・サービスを維持向上するため、民間活力の導入を検討します。
保健福祉施設 G	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化対策のうえ、適切な維持管理を行います。・施設の利用状況等を勘案し、複合化や多機能化、および機能転用や統合を進めます。・誰もが利用しやすい環境整備、世代間交流を促進する機能の充実を検討します。・サービスを維持向上するため、民間活力の導入を検討します。
健康増進施設 G	<ul style="list-style-type: none">・市民プールは適切な維持管理、学校プールは民間プールの活用により適宜廃止を進めます。・子どもを遊ばせることができる機能の充実や、自主団体等による活動やイベント開催等の促進を検討します。・サービスを維持向上するため、民間活力の導入を検討します。
その他施設 G	<ul style="list-style-type: none">・長寿命化対策のうえ、適切な維持管理を行います。・施設の利用状況等を勘案し、複合化や多機能化、および地域移管を進めます。・誰もが利用しやすい環境整備、世代間交流を促進する機能の充実を検討します。・地域施設については、地域で柔軟な利用できるよう地域移管の促進を進めます。・災害時等の非常時に備えた防災機能の充実を図ります。

3—1. 社会情勢の変化

(1)人口の現状と将来推計人口 (2)年齢3区分人口の現状と将来推計人口

本市の「人口減少と少子高齢化」は当面は著しく進行します。一定の人口減となった後は、減少が鈍化することが予測されます。公共施設を利用する市民の状況等を踏まえながら、長期的には時代に合わせた適正配置を検討する必要があります。

(3)地域別人口等

市域全体で人口が減少し、高齢化が進行しています。今後は、各公共施設間で機能分担・連携を図りながら市域全体でバランスよく適正に運用していくことが重要です。

(4)建設コスト

建設コストの高騰が続いており、今後も増加傾向が続く可能性があります。そのため、整備内容や時期を見直しつつ、計画的に改修・更新を進める必要があります。

(5)防災機能 (6)拡大する公民連携

公共施設には、今まで以上に防災拠点としての機能強化が求められます。また、質の高い公共サービスを市民に提供する拠点として機能を充実させるため、整備の手法については柔軟な検討が求められます。

3—2. 本市公共施設に関する状況の変化

(1)利用者数

利用者数が減少している施設については、今後は、統合、集約や複合化、多機能化や利用しやすい運営形態の検討を進め、誰もが利用しやすい持続可能な公共施設を目指す必要があります。

(2)財政

歳出では「扶助費や投資的経費が大幅に増加」、歳入では「自主財源である市税は横ばい傾向」にあります。将来的な財政見通しを踏まえ、財政負担に偏りが発生しないよう、引き続き計画時期の平準化や効率的な事業検討が必要です。

(3)公共施設の改修・更新等の将来見通し

今後も財政負担が増加する見通しになっています。負担軽減のためには、引き続き統廃合などによる公共施設の総量の圧縮と、長期的な支出の平準化が必要です。

4. 検討委員会からの意見

学識経験者(4名)、市民代表(2名)、利用団体代表(1名)による検討委員会を組織し、合計 回の検討委員会を実施しました。主な議題として、第2期基本計画の進捗を確認するとともに、第3期基本計画の各章及び全体について審議を重ねました。また、泉大津市における公共施設の役割と将来像について意見交換を行いました。

5. 市民意向

(1)市民アンケートについて

複数の機能を備え、自由度の高い複合的な公共空間が求められています。公共サービスの維持・向上を図るためには、民間ノウハウ等を活用することが重要であり、その実現に向けた民間事業者との連携が求められています。また、公共施設には、幅広い層から「防災機能」と「誰もが立ち寄れる居場所機能」、子育て層から「子どもを遊ばせることができる機能」が求められています。

(2)ワークショップについて

ワークショップの結果より、公共施設を日々の暮らし・交流・安心を支える地域の基盤として捉えていることが分かります。また、具体的な市民ニーズとして、以下が挙げられます。

- ・多様な目的で利用でき、気軽に立ち寄れる施設
- ・分かりやすい利用ルールのご案内や柔軟な運用により、誰もが利用しやすい施設
- ・日常の活動拠点であり、非常時の安心を支える施設

5章 適正配置計画

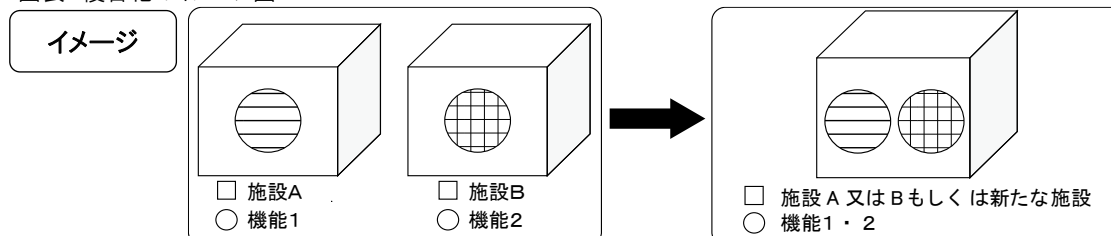
1. 適正配置計画の考え方

本章では、基本計画において多角的なアプローチによる検討を行い、各施設について用途別に示されている適正配置計画に沿って、第1期及び第2期計画期間の進捗状況などを踏まえ、第3期計画期間以降の各対象施設の適正配置に係る方向性を示しています。

【用語の定義】

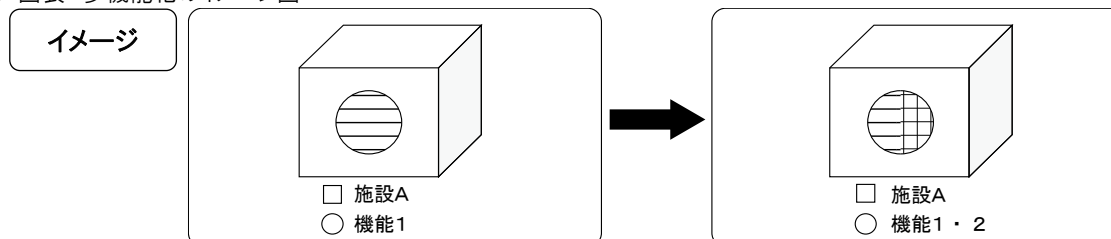
○複合化：機能が異なる複数の施設を1つの施設に集約すること。

>図表 複合化のイメージ図



○多機能化：1つの空間を利用時間等で分け、従来の機能以外の機能を加え、より多くの機能を持たせること。
(空間の地域開放も多機能化に含みます。)

>図表 多機能化のイメージ図



○統合：機能が類似する複数の施設を1つの施設に集約し、不要となる施設を廃止すること。

○建替：機能維持のため築年数や劣化状況等を踏まえて施設を新たに建設すること。

(建替の時は、他施設との複合化・多機能化・統合等を検討する。)

○長寿命化改修：施設の長寿命化を図るため、計画的に屋根・外壁や設備機器等の改修を行うこと。(小規模な修繕は含まない。)

>図表 改修と大規模改修について

改修	築20年(学校は20年、60年)を目途に実施する劣化対策を目的とした改修
大規模改修	築40年を目途に実施する長寿命化対策を目的とした改修

○機能転用：従来の機能から、他の機能に変更すること。

○地域移管：施設を市から市民等(地域組織、NPO等)へ移管することにより、市の公共施設ではなくなり、市民等が自主的に管理運営する施設となること。

○廃止：不要となる施設を廃止すること、または、廃止した必要な機能を他の施設で補完すること。

※第1期及び第2期計画期間の進捗状況について

>図表 5-5 評価について

【完了】	第1期及び第2期計画期間内に完了したもの
【継続】	第2期計画期間内に着手し、第3-1期計画期間に継続するもの (例)設計業務は完了したが、工事の完了に至っていないもの
【移行】	第2期に未着手で、第3-1期計画期間以降に移行するもの (例)第3期以降に着手するもの

2. 用途別Gの適正配置計画

○学校教育施設Gの適正配置計画

一つの学校の中で、建築年度が異なる学校があるため、校舎と体育館を区別した計画としています。

> 図表 学校教育施設 G の適正配置計画

施設名	【第1期】 2017～2021 年度 (H29～R3)	【第2期】 2022～2026 年度 (R4～R8)	【第3期】		
			【第3－1期】 2027～2031 年度 (R9～R13)	【第3－2期】 2032～2036 年度 (R14～R18)	【第3－3期】 2037～2039 年度 (R19～R21)
旭小学校 校舎					改修
旭小学校 体育館				改修	
穴師小学校 校舎			建替		
穴師小学校 体育館					大規模改修
上條小学校 校舎		建替 【継 続】	建替		
上條小学校 体育館					大規模改修
浜小学校 校舎		大規模改修 【継 続】	大規模改修		
浜小学校 体育館					大規模改修
条東小学校 校舎	大規模改修 【継 続】	大規模改修 【完 了】			改修
条東小学校 体育館				改修	
条南小学校 校舎	大規模改修 【継 続】	大規模改修 【完 了】			改修
条南小学校 体育館				改修	
楠小学校 校舎		大規模改修 【継 続】	大規模改修		
楠小学校 体育館					改修
戎小学校 校舎			改修		
戎小学校 体育館			改修		
誠風中学校 校舎				建替	
誠風中学校 体育館					大規模改修
東陽中学校 校舎					建替
東陽中学校 体育館			大規模改修		
小津中学校 校舎	大規模改修 【継 続】	大規模改修 【完 了】			改修
小津中学校 体育館					改修
教育支援センター		移転 【完 了】			

○生涯学習施設Gの適正配置計画

> 図表 生涯学習施設Gの適正配置計画

	【第1期】	【第2期】	【第3期】		
			【第3-1期】	【第3-2期】	【第3-3期】
施設名	2017～2021 年度 (H29～R3)	2022～2026 年度 (R4～R8)	2027～2031 年度 (R9～R13)	2032～2036 年度 (R14～R18)	2037～2039 年度 (R19～R21)
図書館	移転 【完了】				
北公民館			統合		
南公民館			統合		
勤労青少年ホーム			統合		
文化財収蔵庫	適切な維持管理				
池上曾根 弥生学習館	改修 【移行】	改修 【完了】			
あすとホール (PFI 事業)	PFI 事業(2030年度まで)				
織編館 (テクスピア大阪)	適切な維持管理				
おてんのう会館		地域移管 【移行】	地域移管		

○保健福祉施設Gの適正配置計画

＞図表 保健福祉施設Gの適正配置計画

	【第1期】	【第2期】	【第3期】		
			【第3－1期】	【第3－2期】	【第3－3期】
施設名	2017～2021 年度 (H29～R3)	2022～2026 年度 (R4～R8)	2027～2031 年度 (R9～R13)	2032～2036 年度 (R14～R18)	2037～2039 年度 (R19～R21)
総合福祉センター		大規模改修【完了】			
高齢者保健・福祉支援センター		機能転用【完了】			
健康福祉プラザ	適切な維持管理				
くすのき認定こども園			改修		
かみじょう認定こども園			改修		
えびす認定こども園	統合【完了】				改修
旭幼稚園		統合【移行】	統合		
穴師幼稚園		統合【移行】	統合		
浜幼稚園	廃止【完了】				
条東幼稚園	廃止【完了】				
条南幼稚園		廃止【完了】			
宇多保育所	統合【完了】				
浜保育所		統合【移行】	統合		
条東保育所	廃止【完了】				
要保育所		統合【移行】	統合		
戎保育所	廃止・機能転用【完了】				
児童発達支援センター		適切な維持管理			
旭長寿園(旭)			機能転用・統合		
穴師長寿園(穴師)			機能転用・統合		
助松長寿園(上條)		機能転用・統合【移行】	機能転用・統合		
東助松長寿園(上條)					
浜長寿園(浜)		機能転用・統合【移行】	機能転用・統合		
松之浜長寿園(浜)	機能転用・統合【移行】	地域移管【完了】			
条東長寿園(条東)			機能転用・統合		
条南長寿園(条南)			機能転用・統合		
北豊中長寿園(条南)					
板原長寿園(楠)		機能転用・統合【移行】	機能転用・統合		
東港長寿園(戎)	機能転用・統合【移行】	機能転用・統合【移行】	機能転用・統合		
戎長寿園(戎)			機能転用・統合		
宇多長寿園(戎)					

○健康増進施設Gの適正配置計画

＞図表 健康増進施設Gの適正配置計画

	【第1期】	【第2期】	【第3期】		
			【第3－1期】	【第3－2期】	【第3－3期】
施設名	2017～2021 年度 (H29～R3)	2022～2026 年度 (R4～R8)	2027～2031 年度 (R9～R13)	2032～2036 年度 (R14～R18)	2037～2039 年度 (R19～R21)
総合体育館				改修	
保健センター	改修【完了】				大規模改修
公園施設 (管理棟等)					
穴師公園	}				
助松公園					
東雲公園					
畦田公園		適切な維持管理			
古池公園					
三十合池公園					
板原1号公園					
東港公園		廃止【完了】			
上之町公園	廃止【完了】				
シーバスパーク		適切な維持管理			
(市民プール)					
助松公園		改修【完了】			
穴師公園		廃止【完了】			
学校プール施設					
上條小学校		廃止【完了】			
楠小学校		廃止【完了】			
条東小学校		廃止【完了】			
浜小学校			廃止		
旭小学校		}			
条南小学校			適宜廃止		
戒小学校					

○その他施設Gの適正配置計画

＞図表 その他施設Gの適正配置計画

	【第1期】	【第2期】	【第3期】		
			【第3－1期】	【第3－2期】	【第3－3期】
施設名	2017～2021 年度 (H29～R3)	2022～2026 年度 (R4～R8)	2027～2031 年度 (R9～R13)	2032～2036 年度 (R14～R18)	2037～2039 年度 (R19～R21)
庁舎・事務所					
市役所 (本庁舎)	大規模改修 【継 続】	大規模改修 【継 続】	大規模改修		建替
市役所 (旧水道庁舎)		廃止 【移 行】	廃止		
職員会館		複合化 【移 行】	複合化		
土木課分室・倉庫			複合化		
環境課分室		廃止 【完 了】			
防災倉庫(おづぼう)		適切な維持管理			
消防施設					
消防庁舎(小松町)	統合 【完 了】				
消防出張所					
化学消火薬剤備蓄倉庫					
消防庁舎(池浦町)	統合 【新 設】	適切な維持管理			
消防団屯所 (旧消防出張所)	適切な維持管理				
墓地等・火葬場					
忠霊塔	}	適切な維持管理			
公園墓地管理棟					
市営火葬場				改修	
市立駐車場				大規模改修	
寿市営住宅		統合・建替 【継 続】	統合・建替		
二田市営住宅					
河原町市営住宅	適切な維持管理				
汐見町市営住宅	大規模改修 【完 了】			建替	
虫取市営住宅		大規模改修 【完 了】			
助松市営住宅		大規模改修 【完 了】			
春日町住宅	廃止 【移 行】	廃止 【移 行】	廃止		
河原町住宅	廃止 【移 行】	廃止 【移 行】	廃止		

	【第1期】	【第2期】	【第3期】		
			【第3-1期】	【第3-2期】	【第3-3期】
施設名	2017～2021 年度 (H29～R3)	2022～2026 年度 (R4～R8)	2027～2031 年度 (R9～R13)	2032～2036 年度 (R14～R18)	2037～2039 年度 (R19～R21)
その他 (全市施設)					
地域安全センター		複合化 【完了】			
市民活動支援 センター	複合化 【完了】				
男女共同参画交流 サロン	複合化 【完了】				
テクスピア大阪	適切な維持管理				
自転車保管場所	}				
あすと松之浜 (市所有)					
旧清掃作業 現場事務所		適切な維持管理			
高架下駐輪場 (泉大津駅南、 泉大津駅中央、 松ノ浜駅)					
その他 (地域施設)					
東雲町自治会館		地域移管 【完了】			
宮公民館		地域移管 【完了】			
春日町 第二自治会館		地域移管 【移行】	地域移管		
西港町自治会館		地域移管 【完了】			
ふれあい会館		地域移管 【完了】			
泉大津駅西地区 まちづくり事務所		地域移管※			
北助松駅周辺地区 まちづくり事務所		地域移管※			
松之浜駅周辺地区 まちづくり事務所	地域移管 【完了】				
中央公衆便所	適切な維持管理				

※第2期計画期間中の地域移管に向けて協議中。

6章 計画の推進に向けて

1. 「基本方針」に沿った取組み

(1) 複合化・多機能化に向けた取組み(基本方針1)

「基本方針」では、単に施設の総量を圧縮するのではなく、市民ニーズへの対応、多世代交流や災害時の拠点など柔軟な対応ができる公共施設として複合化・多機能化を図り、施設の再配置を推進することとしています。様々な効果を期待して、建替時に限らず、既存施設の複合化・多機能化を推進していきます。

(2) 適切な維持保全によるコスト圧縮への取組み(基本方針2)

本市は、大変厳しい財政状況にあり、「基本計画」を推進するにあたり維持管理に係る費用の圧縮や新たな財源の確保が必要であることから、次に示す取組みを進め、公共施設に係るコストの縮減を図っていきます。

①ライフサイクルコスト(LCC)の縮減 ②新たな財源の確保 ③利用者負担の適正化 ④財政負担の平準化

(3) サービスの維持・向上への取組み(基本方針3)

施設の複合化・多機能化が進み機能が集約されることで、多様な市民ニーズへの対応や、より質の高いサービスが求められます。一方で、施設の更新や維持管理費にかかるコスト縮減への取組みも重要であることから、公共サービスの維持・向上を図り、効率的な管理運営に向け民間事業者や市民と連携した取組みを進めます。

①民間活力の導入 ②地域移管の推進

(4) 総量の圧縮への取組み(基本方針4)

「基本方針」では、平成 26 年度を基準(基本方針策定時:183,974 m²)として令和 21 年度までに、公共施設の延床面積を 15%以上削減することを目標としています。

■本計画における削減目標

>図表 本計画における削減目標と実績

目標期間	第1期末 2021 年 (R3)	第2期末 2026 年 (R8)	第3期		
			第3-1 期末 2031 年 (R13)	第3-2 期末 2036 年 (R18)	第3-3 期末 2039 年 (R21)
削減目標割合	2.7%	5.5%	9.2%	12.8%	15.0%
削減目標面積	4,987 m ²	10,085 m ²	16,798 m ²	23,511 m ²	27,539 m ²
削減実績割合	2.6%	6.3%	—	—	—
削減実績面積	4,839 m ²	11,527 m ²	—	—	—

(5) 推進体制の構築に向けての取組み(基本方針5)

第3期基本計画に沿って施設の適正配置を効率的に推進していくために、施設を所管する各部課がそれぞれを管理運営していくだけではなく、全庁的な取組みが不可欠です。また、計画の進捗状況や財政状況を鑑み、状況に応じた見直しが必要となることから、全庁を横断する組織体制や庁内の共通認識の確立を目指します。

2. 本市の地域特性を踏まえた取組み

(1) 「平坦でコンパクトなまち」を活かした取組み

本市は、市内全域がほぼ平坦でコンパクトであることから、基本方針策定時に行った利用者のアンケート結果では、公共施設への移動手段のうち約 7 割は徒歩・自転車となっており、本市のほとんどの公共施設へのアクセスが容易であることが分かります。今後、第3期基本計画に沿った複合化・多機能化や統合等により、施設の配置が変更となった場合でも引き続き概ね良好なアクセス性が維持されるものと考えています。

(2) 近隣市との連携に向けた取組み

本市は、鉄道や道路交通の利便性が高く、近隣市町との距離も近いことから、他市からのアクセスも容易であり、近隣自治体との相互利用や共同利用などの施設の有効活用による機能の相互補完が期待されます。一方

で、各自治体は共通する用途の公共施設を保有しているものの、直面する様々な課題や、公共施設の在り方も異なることから、近隣市町との相互利用や共同利用の実現に向けては、十分な検討が必要となります。また、今後は、施設の機能や役割を代替できる、類似の民間施設を活用することを優先的に検討することが必要と考えます。

(3)津波浸水想定区域等を踏まえた取組み

本市は、海岸線に面していることから、今後、予測される巨大地震の発生による津波の浸水を想定し津波浸水想定区域が設定されています。あわせて、洪水、高潮、内水氾濫等の災害にも留意する必要があります。こうした点を踏まえ、防災拠点となるような全市的な施設については、防災・減災の観点から適正配置を推進していく必要があります。

(4)ゼロカーボンシティとしての取組み

本市は、令和2年6月、脱炭素社会の実現に貢献するため2050年までに市内のCO2の排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」への挑戦をすることを表明しました。公共施設の適正配置にあたっては、再生可能エネルギーに係る技術の導入や、環境保全の取組の推進・連携を検討します。

(5)公共施設の統廃合の取組み

本市の人口は今後、急激な減少ではないが、長期的に緩やかに減少を続ける時代に移る見込みです。市民一人あたりの公共施設の延床面積や維持管理費用は増加する見込みであり、公共施設の総量の縮減することが不可欠となります。将来的な人口規模に相当した公共施設の適正配置を目指し、複合化や多機能化による施設の統廃合を検討します。

3. 計画の進行管理

計画期間内における各施設の状況については、毎年度確認を行うことで進捗管理に努め、計画の効果や実施の確実性を向上させます。さらに、関連部署との緊密な連携のもと、施設を最適な状態で管理・運営し続けるマネジメントシステムを確立し、計画期間に沿ったPDCAサイクルによる、適正配置計画の評価・改善を踏まえて、5年を目途に計画の改定を行います。

4. 計画の推進体制

第3期基本計画の推進体制として、策定段階から組織されている「公共施設最適化推進委員会(以下、推進委員会)」及び「公共施設最適化検討会議(以下、検討会議)」を継続的に運営し、さらには状況に応じて検討グループ会議を設置し、計画の進行状況及びその効果を一元的に把握・検証するとともに全市的な情報の共有を図るものとします。

また、各施設所管課は、個別施設の整備・更新の検討にあたり、OODA ループの考え方を取り入れ、現状や変化を的確に把握した上で、必要に応じて柔軟に整備・更新の見直しを行い、PDCAサイクルと相互に補完させることで、個別最適と全体最適の両立を図ります。

これらの取組を進めるにあたっては、公共施設全体の最適化に向け、図表の組織体制に基づき、総合的かつ全市横断的な検討及び判断を行うものとします。

>図表 計画の推進を図る全市的な組織図

